

確定申告は3月15日(火)までに

平成22年分の所得税の確定申告と納税は、3月15日(火)が期限です。

ご自身で所得と税額を正しく計算して、お早めに申告をしてください。

なお、申告書の提出は郵送が便利です。

◆確定申告に関する問合せ先

刈谷税務署

☎21-6211

◆市民税・県民税申告に関する問合せ先

市役所税務グループ

☎52-1111(内線246・247・253)

確定申告会場など

といり 庁舎内 刈谷税務署 (刈谷合同

とき 2月16日(水)～3月15日(火)

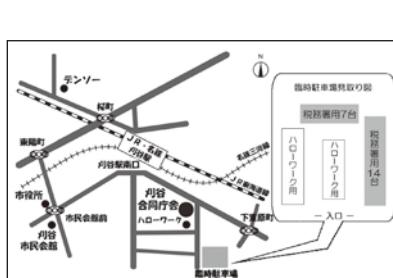
(土・日・祝祭日を除く)

午前9時～午後5時

※2月20日・2月27日の日曜日

は開設します。

※消費税については3月31日(木)までです。



- ◆ 税務署に行かなくても確定申告ができます
- ② 確定申告書の様式が変わりました
- ① これまでの申告書は3枚1組でしたが、提出用・控用の2枚で1組になりました。
- ② 申告書第二表裏面に貼つていた添付書類は、新たに設けられた「添付書類台紙」に貼つてください。

所得税・消費税の確定申告書(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コナー」を利用して簡単に作成することができます。24時間いつでも確定申告書を作成でき、プリンターで印刷(白黒印刷可)して、そのまま提出ができる大変便利です。

◆ 確定申告書等作成コナーでは次のような申告書が作成できます

- ・サラリーマンの医療費控除
- ・サラリーマンの住宅ローン控除
- ・年金収入の申告
- ・不動産所得、事業所得の申告
- ・株式等や不動産の譲渡、配当の申告
- ・年途中で退職した場合の申告
- ・収支内訳書(不動産・農業・事業)
- ・決算書(不動産・農業・事業)
- ・消費税の申告書(一般用・簡易課税用)

- ◆ 広域還付申告センターの開設
- 広域還付申告センターでは、申告書の受付(仮収受)のほか、パソコンによる確定申告の作成補助を行います。
- ◆ 広域還付申告センターの開設期間
- 広域還付申告センターでは、申告書の受付(仮収受)のほか、パソコンによる確定申告の作成補助を行います。
- ◆ 確定申告書の様式が変わりました
- これまでの申告書は3枚1組でしたが、提出用・控用の2枚で1組になりました。
- ② 申告書第二表裏面に貼つていた添付書類は、新たに設けられた「添付書類台紙」に貼つてください。

費用の医療費控除 おむつ使用に係る

医療費控除の対象として認め
るためには、毎年申告の際に、寝たきり状態であること、および治療上おむつの使用が必要であることにについて、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降であり要介護認定を受けている方については、医師が発行する「おむつ使用証明書」がなくとも「市が介護認定書」により控除を受けることができます。現在、要介護認定を受けていられる方は、「障害者控除対象者認定書」により控除を受けることができる一方で、平成22年12月31日現在、要介護認定を受けていない方は、「身体障害者手帳」「療育手帳」などが必要です。また、これらを持つていない方で、平成22年12月31日現在、要介護認定を受けていられる方は、「障害者控除対象者認定書」により控除を受けることができますので、介護保険グループで書類の交付を受けてください。

なお、認定を受けている方の状態により証明書を発行できぬ場合もありますので、希望する方は事前に問い合わせください。

問合せ先

いきいき広場内介護保険
グループ

☎52-0-871

問い合わせ
いきいき広場内介護保
险グループ

医療費控除の対象として認め
るためには、毎年申告の際に、寝たきり状態であること、および治療上おむつの使用が必要であることにについて、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。